

【各コース共通】

(別紙2)

対象物件チェックリスト

事業者名	〇〇株式会社		
施設名	△△サテライトオフィス(仮称)		
種類	改修工事あり	(いずれかを選択してください)	

1 建物全体について

(1)	建築年月	西暦 2xxx年(築xx年)	建築年と築年数を御記入下さい。	
(2)	用途地域	商業地域	事務所運営が可能な用途地域であるか	はい
(3)	容積率	〇〇%	容積率がオーバーしていないか	はい
(4)	建蔽率	〇〇%	建蔽率がオーバーしていないか	はい
(5)	アスベストの有無	なし	解体工事、改修工事を伴う場合、アスベストが発生しないか	はい
(6)	アスベスト調査	事前調査※2	実施時期: 令和 年 月 事前調査結果の報告※3	実施済み

プルダウンから選択してください

※1 アスベスト含有材があるが、工事によりアスベストの飛散や処分等が発生しないとご回答の場合は、そう判断する説明資料(アスベスト含有材の使用箇所を明示した図面、工事内容等)を提出してください。
 また、解体工事、改修工事によりアスベストの飛散や含有材の処分等が発生する場合は、アスベスト含有材の撤去及び処理方法の仕様書等を提出してください。
 ※2 法令に基づきアスベストの使用有無の調査(事前調査)を行う必要があります。財団による現地調査までに事前調査の結果を提出してください。

参考: 厚生労働省様式 https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/houkoku_yousiki.pdf
 ※3 一定規模以上の工事は、あらかじめ施工業者が労働基準監督署と自治体に事前調査結果を報告する必要があります。報告が必要な工事の場合は、必ず上記所管窓口への報告を行ってください。

2 事務所全体について

(1)	二方向避難		二方向避難が確保されているか	はい
(2)	誘導灯・誘導標識		必要な箇所に誘導灯・誘導標識が設置されているか	はい
(3)	非常用進入口	なし	3階以上、高さ31m以下の場合、非常用進入口は確保されているか	はい
(4)	廊下の幅	〇.〇m	建築基準法を満たす廊下幅が確保されているか(両側居室1.6m以上、片側居室1.2m以上) ※最も狭い廊下幅を御記載下さい。	該当しない

プルダウンから選択してください

(1): 平面図に避難口を御記入下さい。

(1)~(4): 緩和措置等がある場合は、はい/いいえ欄を「該当しない」に変更の上、下記の該当するものに○をし、法令根拠とその内容について御記載下さい。

○緩和措置等	
・(<input type="radio"/>)	居室の床面積の合計が200㎡(地下の場合は100㎡)以下
・(<input type="radio"/>)	その他 ()

3 事務所(個室)について

A 【欄間オープンの場合】 個室のあるフロア毎に判断して下さい

(1)	換気・排気方法	機械換気	建築基準法を満たす換気・排気が確保されているか	はい
(2)	排煙		建築基準法を満たす排煙設備が設置されているか	はい
(3)	消防設備		消防法上必要な煙感知器、熱感知器等が設置されているか	はい

(2)(3): 緩和措置等がある場合は、はい/いいえ欄を「該当しない」に変更の上、下記の該当するものに○をしてください。

○排煙設備設置免除等	
・(<input type="radio"/>)	施行令126条の2
・(<input type="radio"/>)	建設省告示第1436号-四-二-(2)
・(<input type="radio"/>)	建設省告示第1436号-四-二-(4)
・(<input type="radio"/>)	その他 ()

B 【欄間クローズの場合】 各個室毎に判断して下さい

(1)	換気・排気方法	機械換気	建築基準法を満たす換気が確保されているか	はい
(2)	排煙		建築基準法を満たす排煙設備が設置されているか	はい
(3)	消防設備		消防法上必要な煙感知器、熱感知器等が設置されているか	該当しない

(2)(3): 緩和措置等がある場合は、はい/いいえ欄を「該当しない」に変更の上、下記の該当するものに○をしてください。

○排煙設備設置免除等	
・(<input type="radio"/>)	施行令126条の2
・(<input type="radio"/>)	建設省告示第1436号-四-二-(2)
・(<input type="radio"/>)	建設省告示第1436号-四-二-(4)
・(<input type="radio"/>)	その他 ()

4 関係各署等への事前相談等

(1)	建築主事への確認		工事計画を担当地区の建築主事に事前に相談したか	はい
(2)	消防署への確認		工事計画を担当地区の消防署に事前に相談したか	はい
(3)	建物の貸主への確認		建物を賃借して工事を行う場合、貸主から了承を得ているか 貸主名: _____	該当しない

いいえの場合は、現地調査までに相談してください。

(3): 該当しない場合は、はい/いいえ欄を「該当しない」に変更の上、その理由を記載してください。

(3) 該当しない理由	(<input type="radio"/>) 自己所有物件のため
-------------	-------------------------------------

いいえの場合は、申請できません。

5 その他

- (1) 新築工事(建築確認申請を伴う大規模修繕工事の場合も含む)の場合は、工事完了後に「確認済証」、「検査済証」、「消防の検査結果通知書」等を御提出いただきます。
- (2) 改修工事の場合は、「消防用設備等点検結果報告書」を現地調査の前までに御提出いただきます。また、工事完了後に「消防の検査結果通知書」等の関連書類を御提出いただきます。
- (3) 工事計画を、担当地区の建築主事と消防署に事前に相談した議事録を財団による現地調査までに御提出いただきます。

(建築士名記入)

※全ての項目について、建築士等専門知識を有する方が記載するか、専門知識を有する方に記載内容を確認してください。